

2012年9月24日

日本共産党東京都議会議員団

難聴者支援にかんする東京都への提言

難聴者の人口は、WHOの算定値（人口比5%）によれば、全国で約600万人と推計され、実際は2,000万人におよぶのではないかと見られています。都内では60万人から200万人もの難聴者がいることとなります。なかでも、70歳以上の高齢者のおよそ半数は加齢性の難聴と推定されており、高齢化がすすむなか、今後さらにふえていくことは確実です。

難聴になると、家庭の中でも社会的にも孤立しやすく、人との会話や会う機会が減り、ひきこもりになりがちです。認知症につながることも心配されます。ところが国も都も、難聴者への支援はきわめて不十分です。一人ひとりにあった補聴器を利用できるようにするしくみも、「磁気ループ（ヒアリングループ）」など集団補聴設備の普及も、欧米諸国にくらべて大きく立ち遅れています。

難聴者支援の拡充・強化は、本格的な超高齢社会に対応するための重要かつ緊急の課題です。どこへ相談すればよいかわからず困っている高齢者や家族がふえています。高齢者人口が2015年まで大幅に増加し、急速に高齢化率が上昇する東京都が、それにふさわしい位置づけをして、本格的な難聴者支援にただちにふみだし、全国に発信することが求められています。

日本共産党都議団は、この立場から、高齢者をはじめ、すべての難聴者・難聴児を対象とした支援の抜本的強化にむけ、以下の事項について早急に具体化するよう提言するものです。

提言1 「磁気ループ（ヒアリングループ）」を普及する

騒音のある場所や大勢の人が集まる場所では、補聴器で音声を正確に聞きとることは困難です。こういう所に「磁気ループ（ヒアリングループ）」があれば、磁気誘導コイル付の補聴器や人工内耳を「Tモード」等に切りかえるか、専用受信機を使うことで、音声は電気信号として直接とどき、目的の音・声だけを聞きとることができます。「磁気ループ」を体験した難聴者から、「とてもよく聞こえる」「耳元で話されているように聞こえる」などの感想がよせられています。

イギリスや北欧諸国では、駅や空港、タクシーに、「磁気ループ」が設置されており、それを示すマークも表示されています。アメリカでも、地下鉄の窓口やハンバーガー店、博物館などへの設置がすすんでいます。

ところが日本では、欧米諸国にくらべ、「磁気ループ」の普及は大きく立ち遅れています。「磁気ループ」についてあまり知られていないため、せっかく設置されていてもほとんど利用されていないばかりも少なくありません。日本共産党都議団の資料要求により、都の施設で「磁気ループ」などの集団補聴設備が設置されているのは、わずか4カ所にすぎないことが明らかになりました（2011年11月、厚生委員会要求資料）

こうしたなか、台東区は、区役所の高齢福祉課の窓口に、パネル型「磁気ループ」を設置するとともに、区民施設等を利用する団体への携帯用「磁気ループ」の貸し出しを実施し、喜ばれています。また山口県萩市は、市内を循環するコミュニティバスの車内に「磁気ループ」を導入しました。プロ野球の広島カープの本拠地マツダスタジアムにも設置されています。長野県は、県のホームページに、県内の「磁気ループ」設置施設を、貸し出しの実施もふくめて紹介しています。

東京工業大学の中村健太郎教授が、2010年に実施した「難聴者・高齢者・およびその家族へのアンケート」(約90件)の結果によれば、聞こえの支援が必要な場所の第1は「病院」、次いで「駅ホーム・駅窓口」でした。「公民館・集会場・市民ホール」「電車内」等とつづきます。こうした場所への「磁気ループ」設置を促進することが必要です。また、この調査で、家庭内で聞こえの支援が必要なものとして、「テレビ・ラジオ」「家族との会話」などを、ほぼすべての人があげています。

「磁気ループ」は、映画館や会議室などにあらかじめ敷設工事をする「設置型」のほか、持ち運びができる「携帯型」「首かけ型」など、いろいろなタイプがあります。テレビやラジオにつないで聞くこともできます。公共の場所はもちろん、家庭内での補聴支援もふくめた「磁気ループ」の普及が求められています。

「磁気ループ」は、建築物のバリアフリー法で「望ましい」設備と位置づけられています。しかし、その品質・規格について、JIS(日本工業規格)に定めがなく、法にもとづく基準がありません。品質の確保にむけ、性能基準の整備が求められています。

【提 案】

都有施設、都営交通の車両・ホーム・駅窓口などへの「磁気ループ」の設置をすすめること。また設置されていることがわかるよう、2009年のヒアリンググループ国際会議で確認された「国際統一マーク」などを表示すること。

「磁気ループ普及促進事業(仮称)」を実施し、「磁気ループ」を設置・購入する区市町村、団体、鉄道・バス・タクシーをはじめとした事業者等への支援をおこなうなど、「磁気ループ」の大幅な普及をはかること。住民等への携帯用「磁気ループ」貸与、家庭における「磁気ループ」設置にたいする支援などをおこなうこと。

都内の「磁気ループ」設置および利用状況を調査し、マップを作成して公表するなど、ひろく都民に情報提供すること。「磁気ループ」に関する知識の普及啓発をおこなうこと。

都有施設なども活用し、身近な地域に「磁気ループ体験コーナー」の設置をすすめること。

「磁気ループ」の性能基準を、JIS(日本工業規格)等により定めるよう国に求めること。国が定めるまでの間、都独自の基準をつくること。

提言2 補聴器の適切な普及のしくみをつくり、利用を促進する

日本では、欧米諸国にくらべ補聴器の普及がすすんでいません。難聴者のごく一部しか補聴器を使っていない現状にあります。日本補聴器工業会の資料によると、人口あたりの補聴器の出荷台数は、アメリカやドイツは日本の2倍強、イギリスは約4倍、比較的少ないフランスでも日本の2倍弱となっています。

「高額な補聴器を買ったのに相手の話す言葉が聞きとれない」「雑音が気になって使いづらい」などの悩みもあとをたちません。そのことが、補聴器の普及がすすまない原因のひとつになっています。補聴器は、聴力測定や言葉の聞き取りテストをおこない、一人ひとりの聴力や聞こえの状態や、生活環境などを専門の医師や技師が十分に把握したうえで適切な補聴器を選び、きめ細かい調整（フィッティング）をおこなう必要がある医療機器です。購入後も、いろいろな環境での聞こえ方をたしかめながら調整をくりかえすことや、補聴器に慣れるトレーニングをうけることが必要です。

「補聴器先進国」の欧米諸国では、補聴器の使用は難聴者のリハビリテーション医療として位置づけられており、耳鼻科の医師による正確な聴力検査と診断、専門の技師による補聴器の調整、補聴器に慣れるためのアフターケアなどの制度が確立されています。ところが日本では、こうしたしくみが不十分です。日本耳鼻咽喉科学会が認定する補聴器相談医、財団法人テクノエイド協会による認定補聴器技能者および認定補聴器専門店の制度がようやくつくられましたが、スタートしてから数年しかたっていないこともあり、十分に機能している状況ではありません。

補聴器は、1台数万円から数十万円もする高額なものです。耐用年数は5年がめやすとされており、何度も買い替える必要があるうえ、両耳に装用すれば2台必要です。高価格・高機能なものを買えば大丈夫というわけでもありません。難聴者の利益をまもる立場から、一人ひとりにあった、適切な補聴器を利用できるようにするしくみをつくることが重要です。経済的に困難な高齢者や、難聴の子どもがいる子育て世帯が、お金の心配なく補聴器を使用できるようにすることも、切実な課題です。

補聴器は、軽度～中等度のできるだけ早いうちから使うのが効果的だといわれています。きびしすぎる日本の公的給付の基準を、大幅に緩和することが求められています。欧米諸国では、補聴器は中等度の難聴（40デシベル以上）から、公的給付の対象になります。ところが日本では、重度の難聴（70デシベル以上）にならないと身体障害者手帳の対象にならず、公的給付を受けることができません。

公的給付の対象とならない難聴者への補聴器購入助成を実施する自治体が、ふえています。江東区、江戸川区、葛飾区、中央区は65歳以上、新宿区、大田区は70歳以上の、軽中度の高齢者への補聴器購入助成を区独自に実施しています。秋田県、岩手県、埼玉県、三重県、大阪府、岡山県、高知県の7府県、および川崎市、千葉市、京都市、広島市、大田区などは、軽中度の子どものための補聴器購入助成を、独自事業として実施しています。

今年6月の都議会第2回定例会で、日本耳鼻咽喉科学会東京地方部会から提出された、「身体障害者手帳交付に該当しない中等度難聴児にたいして、補聴器購入費用等の公的助成制度の創設を求める請願」が、全会一致で趣旨採択されました。都として具体化することが求められています。

【提 案】

東京都と、耳鼻咽喉科学会、補聴器の事業者等による「補聴器の普及推進協議会(仮称)」を設置し、一人ひとりにあった適切な補聴器を利用できるにするしくみづくり、および補聴器の普及促進にとりくむこと。都内の補聴器普及の現状調査を実施すること。

認定補聴器技能者、難聴者団体等による「補聴器相談」を支援すること。身近なところで相談できるよう、「まちかど補聴器相談」を関係団体や区市町村と協力して実施すること。

補聴器相談医、認定補聴器技能者、認定補聴器専門店の制度の普及啓発をはかること。補聴器相談医のいる診療所、および認定補聴器専門店が都内にふえるよう支援すること。

補聴器相談医がいて、認定補聴器技能者、認定補聴器専門店との連携をはじめ一定の要件をみたした診療所・病院を、「補聴器相談医療センター(仮称)」として都が認定し、身近な地域への設置がすすむよう支援すること。

高齢者にたいする補聴器購入助成制度を都として創設し、都内全区市町村が実施できるようにすること。

「身体障害者手帳交付に該当しない中等度難聴児にたいして、補聴器購入費用等の公的助成制度の創設を求める請願」を、都議会が趣旨採択したことをうけ、請願の趣旨をふまえた助成制度の創設に、ただちにふみだすこと。

提言3 早期発見・早期支援や、医療体制を強化する

加齢にともなう聴力の低下はゆっくり進行し、視力の低下とくらべて自覚しにくく、気づくのが遅れがちです。聴力検査をうける機会が少ないことも、気づきにくい原因のひとつです。琉球大学名誉教授の野田寛医師は、「本当に聞こえが悪くなってからでは、補聴器をうまく使いこなせません。早期発見、早期対応すれば、コミュニケーションがとれて、人生をそのまま継続できる。孤立化を防ぎ、認知症予防になり、医療費削減にもつながります」と、早期発見・早期支援の重要性をうたえています。

動脈硬化や糖尿病が、高齢者の難聴につながりやすいことが解明されつつあります。こうした最新の知見を、都民や医療機関にひろく普及し活用することで、難聴の予防や早期発見・早期治療の可

能性が大きくひろがります。また、耳鼻科の診療所には、動脈硬化の診断に必要な超音波検査の設備はありません。動脈硬化や糖尿病の予防や治療に関する知識も不十分です。内科と耳鼻科の医療連携などを強化することが求められています。

耳がつまったような感じがして、自分の声や呼吸する音が大音量で響いて聞こえる、耳管開放症に悩む人も少なくありません。以前は気のせい、精神的なものとされることも多く、まれな疾患と考えられていましたが、実際は多くの患者がいることがわかってきました。難聴や、耳鳴り、頭痛、ふらつき、めまいなどの症状もともないます。こうした疾患の診断・治療についての知識を普及することも重要です。

産科の病院・診療所等における「新生児聴覚スクリーニング」が実施されるようになり、難聴児の早期発見・早期支援につながっています。しかし、都内で何カ所の医療機関でどのように実施されているのか、何人の新生児が検査を受け、結果はどうだったかなどの実施状況や検査機器の整備状況が把握されていません。正確な実施状況等を都として把握し、スクリーニングの実施を促進するとともに、「要再検査」のばあいの支援などを拡充・強化することが求められています。また、福島県は新生児聴覚スクリーニング検査を促進するため費用負担の無料化にふみだしています。

都内では、東京医科大学病院が「聴覚・人工内耳センター」を設置し、医師、言語聴覚士を中心としたチーム医療による聞こえと言語のケアなどにとりくんでいます。また虎の門病院は「聴覚センター」を設置し、チーム医療による専門的な診断・治療をおこなっています。こうした専門医療、地域医療連携等のとりくみをひろげていくことも重要です。

補聴器で十分に対応できない難聴には、人工内耳が適用されます。1994年に保険適用されてから、装用者は年々ふえています。しかし、埋め込み手術や装用後のメンテナンスに多額の費用がかかるため、公費による助成が求められています。すでに全国20県の40市町が電池やスピーチプロセッサなどの費用にたいする助成を実施しています。

【提 案】

高齢者の難聴と、動脈硬化や糖尿病の関係についての最新の知見や、耳管開放症等に関する知識を、都民や医療機関にひろく普及すること。耳鼻科と内科の医療連携を促進する対策を実施すること。

高齢者の特定健康診査や後期高齢者健康診査の項目に聴力検査を入れるよう、国に働きかけること。また、高齢者の聴力検査を実施する区市町村への支援を、都独自に実施すること。

「新生児聴覚スクリーニング」の実施状況、検査機器の整備状況等を都として把握し、実施を促進するとともに、「要再検査」のばあいの支援を拡充・強化すること。費用負担の無料化助成を実施すること。

医師、言語聴覚士等を中心としたチーム医療による専門的医療や、人工内耳のリハビリ支援、地域医療連携などをすすめる「地域聴覚医療拠点病院(仮称)」を、2次医療圏に1カ所ていどをめやすに設置す

ること。

都立病院・公社病院における難聴者にたいする医療体制を、拡充・強化すること。

人工内耳の埋め込み手術や装用後のメンテナンスの費用負担にたいする助成を、都として実施すること。

提言4「聞こえの相談室」など、相談支援体制を整備する

聞こえにくくなり、コミュニケーションがとれなくなった難聴者は、心理的・医学的なサポートを必要とします。耳鼻科医師、言語聴覚士、認定補聴器技能者、ソーシャルワーカー、カウンセラーなどが連携した支援体制を構築することが求められています。

東京都心身障害者福祉センターで実施していた中途失聴・難聴者対象の相談事業がなくなり、東京都には中途失聴・難聴者専門の相談機関が1カ所もありません。再開を求める要望が、難聴者団体からよせられています。

補聴器や「磁気ループ」の利用をはじめとしたコミュニケーションのとり方や、生活支援、社会参加の促進などについて、気軽になんでも相談できて、支援をしてくれる窓口が、身近な地域に必要です。ところが、難聴者にたいする相談支援を実施している都内の区市町村は、ごくわずかです。耳鼻咽喉科をはじめとした医療機関(診療所・病院)における相談支援の充実・強化も、重要です。

難聴の子どもと保護者には、都立大塚ろう学校に、0歳からの「『きこえとことば』相談支援センター」が設置されています。また、0～5歳まで対象の「乳幼児教育相談」も実施されており、育児相談、個別指導やグループ指導、家庭訪問支援、聴力検査、保護者学習会、保育園・幼稚園・通園施設・医療機関等との連携支援などにとりくんでいます。しかし、「『きこえとことば』相談支援センター」のスタッフは、学校の教員として授業等をもちながらの兼務です。専任体制をとるなど、いっそうの機能強化が求められています。

【提 案】

補聴器相談医、言語聴覚士、認定補聴器技能者、ソーシャルワーカー、カウンセラーなどによる、「聞こえの相談室」を実施する区市町村、耳鼻科の診療所・病院などへの支援をおこない、身近な地域への「聞こえの相談室」の設置をすすめること。

都として、心身障害者福祉センター、障害者福祉会館、都立病院・公社病院等に、「聞こえの相談窓口」を設置し、難聴者にたいする相談支援事業を実施すること。

東京都心身障害者福祉センターが実施している相談支援従事者研修を拡充し、難聴者・児の相談支援

にとりくむ専門スタッフの養成を促進すること。なかでも、医療機関従事者を対象とする研修を抜本的に拡充すること。

都立大塚ろう学校の「『きこえとことば』相談支援センター」および「乳幼児教育相談」を拡充すること。「『きこえとことば』相談支援センター」のスタッフは専任体制とし、機能強化をはかること。

身体障害者相談員の制度を拡充し、難聴者対象の相談員事業を実施すること。

難聴者にたいする総合的な支援をすすめるうえで不可欠な、正確な人数の把握や、生活実態調査、ニーズ(要望)調査を、都として実施すること。また、こうした難聴者の調査を実施する区市町村を支援すること。

難聴などの聴覚障害者であることや、聴覚障害者への援助をおこなっていることをしめすマークとして利用されている「耳マーク」の普及促進にとりくむこと。

提言5 「音バリアフリー・聞こえのバリアフリー」を福祉のまちづくりに位置づける

「音バリアフリー」という、新しい考え方が提唱されています。「音にかかわることで、障害者や高齢者の生活に不便な障害をとりのぞこう」という考え方です。大学の研究者や日本音響学会、補聴器メーカーなどが連携して、聞こえの支援にむけた「音バリアフリー」について、調査・研究をすすめています。

聞こえやすい教室など空間・建築物の設計、駅ホームや電車内のアナウンス音の改善、インターネットに対応した「リアルタイム字幕提供システム」の研究・開発もおこなわれています。携帯電話やスマートフォンを「磁気ループ」の受信機として使えるようにするなど、新しい補聴支援システムの実用化も期待されています。

高齢化に対応して、新聞や書籍の活字は大きく、読みやすくなってきました。同じように、聞こえやすい環境の整備・改善をすすめることが求められています。国や自治体、事業者が、「音バリアフリー・聞こえのバリアフリー」を、福祉のまちづくりに位置づけてとりくむことが必要です。

東京都福祉のまちづくり条例にもとづく「施設整備マニュアル」では、「観覧席・客席」には「磁気ループ」、FM、赤外線などの集団補聴設備、字幕や文字情報を表示する設備の設置が、守るべき基準とされています。しかし、集会施設の会議室は、「磁気ループ」など集団補聴設備の設置も、要約筆記のためのプロジェクターやスクリーンの設置も規定がありません。すみやかに改善・拡充することが必要です。

最新の技術を活用した情報・コミュニケーション支援機器は、難聴者の生活の質をたかめるうえで、

大事な役割をはたします。しかし、そのとりくみは、研究・開発も、普及についても、きわめて不十分です。支援機器の可能性を最大限にひきだすためのしくみづくりが、求められています。

兵庫県は、県立リハビリセンター内に「福祉のまちづくり研究所」を設置し、情報支援機器もふくむ福祉機器などについて、研究開発と政策提言、実用化にむけた試験・実験、情報の収集と提供にとりこんでいます。三重県は「みえテクノエイドセンター」を設置し、福祉機器の開発と普及、相談支援、研修会による人材育成、アイデアコンクールなどをおこなっています。

支援機器が開発されても、それを普及し、実際に使われなければ意味がありません。開発への支援と同時に、利用者への支援を強化することが必要です。とくにコミュニケーション機器は少量生産で高額になりやすいうえ、個別性が高く、一人ひとりの状況にあわせたもっとも適切な利用ができるようにすることが必要です。

【提 案】

都として、「音バリアフリー・聞こえのバリアフリー」を福祉のまちづくりに位置づけるとともに、都営地下鉄等で「音バリアフリー・聞こえのバリアフリー推進モデル事業(仮称)」を実施すること。また、「音バリアフリー・聞こえのバリアフリー」にとりくむ区市町村、事業者、団体等を支援すること。

東京都福祉のまちづくり条例にもとづく「施設整備マニュアル」に、集会施設の会議室をはじめ、より多くの施設への「磁気ループ」など集団補聴設備、要約筆記のためのプロジェクターやスクリーン等の設置を、守るべき基準として明記すること。

東京都福祉のまちづくり推進協議会や障害者施策推進協議会に、難聴者当事者団体の代表が参画できるようにすること。

都の産業技術開発センター、心身障害者福祉センター、都立病院・公社病院、首都大学東京と、民間事業者、国立・私立大学など「産学公連携」や「医工連携」で、コミュニケーション支援や、「音バリアフリー・聞こえのバリアフリー」にむけた新しい福祉医療機器や技術の開発・普及をすすめること。

都として「福祉のまちづくり研究所」または「福祉機器開発・普及センター(テクノエイドセンター)」を設置し、コミュニケーション支援機器の研究、開発、普及、個々の利用者にあわせた機器の選定、使いこなせるようになるためのサポートをはじめとした、利用者支援などを実施すること。

難聴者等が身近な地域で、さまざまな福祉機器、コミュニケーション支援機器を体験できる「地域福祉機器センター」の整備をすすめること。

難聴者にたいする都独自の福祉医療機器貸与や給付、購入費助成の制度を創設すること。

提言6 都の要約筆記者派遣事業を新設し、コミュニケーション支援の事業を拡充する

東京都は、障害者自立支援法で、難聴者など聴覚障害者への要約筆記者派遣事業は区市町村の役割に位置づけられたとして、都の派遣事業を廃止してしまいました。このため、難聴者などの団体は、多くの区市町村から参加者がいる都レベルの講座や学習会等を開くときの要約筆記者派遣を利用しづらくなっており、広域的利用や、集まりの場の主催者が利用できる派遣事業を、都として再開するか新たに実施することを、くりかえし求めてきました。

国会で新たに成立し、2013年4月から施行される障害者総合支援法は、自立支援法の問題点をそのまま引きついでいる重大な問題がありますが、聴覚障害者の情報支援については、とくに専門性のたかい意思疎通支援をおこなう者を「派遣する事業」を、都道府県の事業として位置づけました。また、参議院の付帯決議では、意思疎通支援をおこなう者の派遣については、個人利用にとどまらず、「複数市町村の居住者が集まる会議などでの利用」など、障害者のニーズに適切な対応ができるよう市町村等への必要な支援をおこなうことを、都道府県に求めています。都として、ただちに具体化すべきです。

また、自立支援法にもとづく市町村事業の要約筆記者派遣事業を実施していない町村もあります。要約筆記者派遣事業は、難聴者などのコミュニケーションに不可欠なものです。都内のすべての地域で利用できるようすることが必要です。

要約筆記者養成の拡充や、中途失聴・難聴者が手話や読話などのコミュニケーション手段を学ぶ機会をひろげることも重要です。読話講習会は、東京都障害者会館の都内1カ所で、夜間に開催されていますが、昼間の時間帯や、多摩地域での開催が求められています。

【提 案】

広域的利用、および個人のみでなく複数区市町村の居住者が集まる会議などの主催者が利用できる、新たな要約筆記者派遣事業(団体派遣、広域派遣)を、都として創設すること。

要約筆記者派遣事業の未実施地域を早期に解消するとともに、区市町村が実施している要約筆記者派遣事業のサービス水準を引き上げるよう、都として支援すること。

要約筆記者を大幅にふやすため、養成・研修事業を拡充すること。要約筆記者養成事業のクラス数を、現行の1クラスから2クラスにふやすこと。

中途失聴・難聴者対象の手話講習会を拡充するとともに、中途失聴・難聴者の手話講習指導者を養成し、当事者によるピアサポートを強化すること。

読話講習会を拡充し、多摩地域でも実施すること。また、昼間の時間帯の講習会も設置すること。

提言7 災害時における難聴者への支援体制を強化する

災害時に難聴者をはじめとした聴覚障害者は、防災放送などが聞こえず、災害に関するする情報が把握しにくいいため、避難が遅れるようなことになりかねないなどの困難がともないます。避難所や救護所等でも、情報提供手段などについて適切な支援が求められます。

東日本大震災では、津波等で補聴器の紛失や故障が多く発生し、補聴器の電池切れ(最短1週間～)も大きな問題になりました。補聴器販売店も被災し、故障した補聴器の修理や、救援物資としてとどいた補聴器の調整に、多大な困難が生じています。また、なれない避難所での生活では、周囲の人たちとのコミュニケーションがとれるようにする支援が、とりわけ重要となることも報告されています。

東日本大震災にともない東京でも、多くの難聴者が、災害当日の帰宅困難、その後の計画停電などに際して、正確な情報が把握しにくいという困難に直面しました。

災害時要援護者支援対策は区市町村の役割だとされていますが、災害は自宅にいるときに起きるとはかぎりません。東京都が難聴者の当事者団体といっしょに災害時のマニュアルをつくり、都内全域で基本的に共通した対応がおこなわれるようにすることが必要です。

【提 案】

防災教育、発災時の対応、避難誘導、避難所の設置・運営、帰宅困難者対策などあらゆる場面で、文字情報や筆談ボード等を利用した難聴者にたいする情報支援、コミュニケーション支援が適切におこなわれるよう、支援体制を強化すること。

難聴者、聴覚障害者にたいする災害時の情報発信の具体的方法を定めること。また、「SOSカード」など難聴者・聴覚障害者との緊急時のコミュニケーションツールを普及し、救急車や救急医療機関等に整備すること。

大規模災害時の補聴器の確保・修理・調整、および補聴器用電池、人工内耳用電池などの供給に、すみやかに対応できるしくみづくりをおこなうこと。

聴覚障害者避難所用キットなどの情報通信機器を、避難所に配備できるようにすること。また、被災者の要望に応じて、避難所等に要約筆記者やピアサポーターをすみやかに派遣できるしくみづくりをおこなうこと。

聴覚障害者むけ火災警報器の普及がすすむよう、都として支援を強化すること。都有施設、公共施設をはじめ、多くの人が利用する都市施設への、聴覚障害者用警報装置の設置を促進すること。

以 上